令和4年度 税制改正のポイント

速

報

ポストコロナに向けた、中小企業の事業継続と新たな成長への挑戦、地方創生を後押しする税制が実現!

東京商工会議所日本商工会議所

I. コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置

1. 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

▶ 令和4年度に限り、地価が上昇した商業地等について、前年度の課税標準額への上乗せ分を評価額×2.5%(現行:評価額×5%)とし、 固定資産税額の上昇分を半減

2. 交際費課税特例の延長(2年)

▶ 中小法人は①交際費等(※)を800万円まで全額損金算入、 ②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用

※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先 その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答 その他これらに類する行為のための支出が該当

※大法人(資本金100億円超の法人は対象外)は②のみ適用可

地価上昇により 従来の措置 評価額の5%分を 上乗せ 令和4年度に限り 評価額の2.5%分を上乗せ

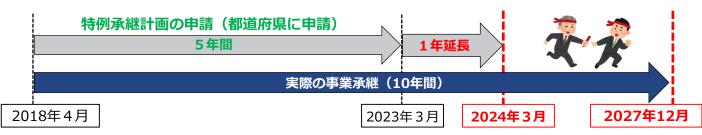
3年度 令和4年度





3. 法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長(1年)

▶ 法人版事業承継税制(特例措置)適用の前提となる特例承継計画の提出期限を2024年3月まで延長



Ⅱ. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長(2年)

> 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、 即時償却(全額損金算入)が可能





最大

2. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長(1年)・拡充

▶ 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長

> 現行制度(給与等支給総額が対前年比1.5%以上増で増加額の15%を税額控除)を維持し、

・給与等支給総額が対前年比2.5%以上増で増加額の30%を税額控除

・教育訓練費が対前年比**10%以上増**で<mark>増加額の10%を税額控除</mark>(上乗せ)

を措置(<mark>最大40%の税額控除</mark>)※控除上限は法人税額の20%

⋯給与等支給総額が対前年比<u>1.5%以上</u>増加の場合⋯給与等支給総額が対前年比<u>2.5%以上</u>増加の場合

···教育訓練費が対前年比<u>10%以上</u>増加の場合

「従業員の所得拡大や教育訓練による 「**積極的な人材投資を後押し**

> 40% 税額控除 10% + 税額控除 30%

10% + 税額控除 税額控除

税額控除

15% 15% ①【維持】 ②【新設】 30% 30

新設】 ③【肄

③【新設】 ④【新設】

3. オープンイノベーション促進税制の延長(2年)・拡充

▶ スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の 新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除

なとなる株式の保有期間を3年(現行5年)に短縮

▶ 対象となる株式の保有期間を3年(現行5年)に短縮

▶ 出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以後の期間に係る要件(現行:10年)について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は設立後15年未満まで拡充 | 裏面につづく

大企業・中小企業と スタートアップ企業 との連携を促進

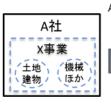
Ⅱ. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置(表面からの続き)

4.5G導入促進税制の延長

- ▶ 5G基地局の整備や、企業等が限られたエリアで構築する「ローカル5G」への投資について、取得価額 の15%の税額控除または30%の特別償却ができる措置を3年間延長(ただし控除率は段階的に見直し)
- ▶ ローカル5G事業者に限り固定資産税の課税標準を1/2にする措置を2年間延長(ただし対象資産の取得 価額要件を2億円以下(現行:3億円以下)に引き下げ) 中小企業も「スマート工場」

5. 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長(2年)

▶ 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の 軽減措置を2年間延長







登録免許税 (0.4%~2.0% ⇒ 0.2%~1.6%に軽減) 不動産取得税(3.0%~4.0% ⇒ 2.5%~3.3%に軽減)

の整備などで活用可能

6. 創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

認定特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際の株式会社等の設立に要する登録免許税の 軽減措置を2年間延長

地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置 Π .

1.地方拠点強化税制の延長(2年)・拡充

- ▶ 本社機能の地方への移転、地方における 拠点強化を行う事業者に対する減税措置 を2年間延長
 - ■設備投資減税(オフィス減税)
 - →建物等を取得した場合に適用
 - ■雇用促進税制
 - →新たに従業員を雇い入れた場合等に適用
 - ✓ 対象事業部門に情報サービス事業部門 (ソフトウェア開発等)を追加
 - ✓ 中小企業が整備計画の認定を受ける場 合の従業員要件が1名以上増加に緩和 (現行2名以上増加)

拡充型(地方の企業の本社機能強化) 移転型 (東京23区からの移転の場合) **地域再生計画**(都道府県作成→国認定) **特定業務施設整備計画**(事業者作成→都道府県知事認定) 地方拠点強化税制 オフィス減税 建物等の取得価額に対し、 建物等の取得価額に対し、 税額控除4%又は特別償却15% 税額控除7%又は特別償却25% 雇用促進税制 (税額控除) (※) 非正規雇用者は控除対象外 初年度:**最大90万円/人** 初年度のみ:最大30万円/人 3年間計:最大170万円/人

2. ウォーカブル推進税制の延長(2年)・拡充

- ▶ 民間事業者等が、①広場等のオープンスペースの創出お よびベンチ等の設備の設置、または②店舗等の低層階部 分を地域に広く開放した場合、それぞれにかかる固定資 産税・都市計画税の課税標準額を軽減 (5年間1/2)
- > 上記①の適用対象設備に電源設備・給排水設備・冷暖房 設備を追加
- ▶ 公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となる ことを明確化

【商店街内の駐車場を広場化】

2021年:誰でも使える広場





(福井県福井市・新栄商店街)

納税環境整備 IV.

電子取引における電子保存義務化の2年間猶予

- ▶ 2022年1月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている、 電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化 について2年間の猶予を実施
- これにより、2023年12月31日までは従前通りの保存が可能に

